

自由貿易体制の構築と冷戦の始まり：試論的考察
(橋本誠一先生退職記念号)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2022-09-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 宏尚 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029117

自由貿易体制の構築と冷戦の始まり

—— 試論的考察 ——

鈴木 宏 尚

はじめに

第二次世界大戦後の国際経済秩序である自由貿易体制と政治・軍事秩序である冷戦は、どのように関連していたのだろうか。

この問いに答えることはそれほど簡単ではないが、さしあたり二つの答えが考えられるだろう。ひとつの答えは、IMF（国際通貨基金）及びIBRD（国際復興開発銀行／世界銀行）とGATT（関税及び貿易の一般協定／ガット）を基礎とした自由貿易体制は冷戦における西側⇨自由主義陣営の国際経済体制であるというものである。IMF（及び世銀）とGATTは「最も重要な自由主義国グループの経済体制を支える支柱」^[1]であり、アメリカ、ヨーロッパ、日本など西側陣営はこのIMF⇨GATT体制により経済繁栄を享受した。

もうひとつの答えは自由貿易体制も冷戦ともに圧倒的なパワーを持つアメリカが支えた秩序であったということである。第二次世界大戦中から終結直後の時期、アメリカはその圧倒的な経済力によってIMF∥GATT体制の構築・維持に貢献し、冷戦期には核兵器を含む軍事力によって、西側同盟諸国に共産主義からの安全を提供した。戦後世界がパックス・アメリカナと言われる所以である。

しかし、以上二つの暫定的な答えは、冒頭に掲げた自由貿易体制と冷戦がどのように関連していたかという問いに必ずしも答えてはいない。

さらに、そもそも自由貿易体制は冷戦の文脈からつくられたものではない。よく知られているように、戦後の国際経済秩序は、世界恐慌後の通貨切り下げ競争、ブロック経済化が第二次世界大戦の経済的要因となったことへの反省からアメリカとイギリスの主導で構築された^②。そして、ソ連は戦時「大同盟」の一員としてブレトンウッズ会議に参加し、ブレトンウッズ協定にも署名している。当初はソ連も自由貿易体制のメンバーであったのである。

このように考えると、そもそも「冷戦以前」に構築が開始された自由貿易体制が、いつ、いかにして西側、自由主義陣営側の国際経済体制となったのか、冷戦の開始は自由貿易体制にどのような影響を与えたのか、という問いが生じる^③。本稿はこのような問題意識にたつて、戦後の自由貿易体制の構築過程に冷戦の始まりがどのように関連していたのかを豊富な先行研究に依拠して検討するものである。

IMF・世銀やGATTの成立とその後の展開を扱った研究はすでに多く存在する。しかし、IMF∥GATT体制という呼称はよく聞くが、それぞれの研究は別個に行われることが多く^④、両者を総合的にとらえた視角からの研究は、ほとんどない。

これに対し、本稿はIMF・世銀の設立からGATTの成立までの過程を連続性の相で捉える。戦後の自由貿易体制は、為替の安定のためのIMFと国際貿易のルールであり、貿易自由化を推進するGATTを基礎とするため、IMFとGATT体制またはIMF及び世界銀行の設置が決まった連合国通貨金融会議が開かれた地名からブレトンウッズ体制とも言われる⁵⁾。戦後、IMFは主に「世界経済のスタビライザー（安定装置）」として、世界銀行は戦後経済の復興と殊に発展途上国の経済の開発・発展に、またGATTは世界貿易の成長のために共に貢献した⁶⁾。すなわちIMF・世銀とGATTが自由貿易体制の両輪であり、自由貿易体制について考えるにはこれらを総合的に扱う必要があると考える。

本稿は、大西洋憲章が発表された一九四一年からITO（国際貿易機関）の設立が流れた一九五〇年前後までの時期を対象とし、次のような構成で議論を進める。まず第一節では、第二次世界大戦後の平和のために英米ソの戦時大同盟を維持しつつ英米主導で自由貿易体制の構築が開始されたことを確認する。第二節では、ブレトンウッズ機関の設立後、冷戦の始まりとITO設立交渉の難航という状況のなかでGATTが成立していく過程を検討する。そして最後に自由貿易体制の構築と冷戦の関連について試論的な考察を試みる。

国際関係史研究における近年の動向として、冷戦と非冷戦の境界をさぐるというものが見られる⁷⁾。戦後の自由貿易体制も非冷戦の文脈で構築が開始されたものが、冷戦の構成要素のひとつとなっていくという側面を持っており、本稿もそのような試みとして位置付けられよう。

一 ブレトンウッズ会議再考——英米ソの観点から

(一) 自由貿易による平和

第二次世界大戦後の国際経済秩序である自由貿易体制が、アメリカとイギリスの主導によって構築されたことはよく知られている。それは第一に、第二次世界大戦の反省に基づいて構築された。一九二九年にニューヨークにおける株価の暴落で始まった世界恐慌に直面して、主要各国は保護主義的な政策をとった。アメリカは、一九三〇年に成立させたスムート・ホーレー関税法によって、高関税へ舵を切った。これに対し、イギリスは一九三二年に輸入関税法で保護主義を打ち出し、為替平衝勘定の設定によってポンドを切り下げた。イギリスのポンド切り下げは通貨切り下げ競争の先駆けとなった。さらにイギリスは、同年八月から七月にかけてオタワ会議を主導し、英連邦特惠関税制度を創設した。フランスもイタリア、ベルギーなど五か国と金ブロックを形成した。こうしてブロック経済化と通貨切り下げ競争によって世界貿易は縮小していく。その結果、自国市場や海外植民地が十分でないドイツやイタリア、日本は、自給自足的な経済圏の獲得を目指して対外膨張に進んだ。保護主義的なブロック経済が第二次世界大戦の経済的要因になったのである。一九三九年、英仏とドイツによって第二次世界大戦が開始され、四一年、独ソ戦の開始によりソ連が、そして日本の真珠湾攻撃によってアメリカもこれに参戦することとなる。

米国務長官コーデル・ハルはこうした状況を見て、アメリカの保護主義的な対外経済政策をリベラルなそれに転換させることを考えた。ハルは第一次世界大戦から、自由貿易が平和につながるという考えを持つに至ったという。ハルは次のように回想している。

「一九一四年に戦争が起きた時、私の心には二つの点が強く刻まれた。・・・通商と戦争・平和の問題を切り離すことはできないということに気づいた。・・・戦争は往々にして大なり小なり不公正な経済的競争により引き起こされるといふ点であった。そして一九一六年になるころには、國務長官としての一二年の任期中一貫して信奉した教義を確信するに至った。その時以来、自由貿易は平和をもたらし、高関税や貿易障壁や不公正な経済競争は戦争をもたらすと私は思うようになった。もちろん、その他の多くの要因も関係してはいるものの、差別や障壁が漸次減少するという意味での貿易自由化により、外国に対して極端な羨望をいだいたりすることがなくなり、すべての国の生活水準が上がっていくようになれば、戦争の元となる経済的不満が除去され、恒久的平和を達成する礎が築かれると考えるようになったのである。」⁽⁸⁾

アメリカは一九三四年、互恵通商法を成立させ、保護主義からの転換をはかった。そして、一九四一年八月、ローズベルト米大統領とチャーチル英首相が会談し、大西洋憲章として知られる英米首脳共同宣言が出された。大西洋憲章には「自由貿易による平和」の理念が次のようにうたわれている。

「第四に、両者「アメリカとイギリス」は、その現に存する義務に対して正当な尊重を払いつつ、大国たると小国たるとを問わず、また戦勝国たると敗戦国たるとを問わず、すべての国に対して、その経済的繁栄に必要な世界の通商及び原料の均等な開放がなされるよう努力する。

第五に、両者は、改善された労働条件、経済的進歩及び社会保障をすべての者に確保するため、すべての国の間

の、経済的分野における完全な協力をつくりだすことを願望する。」⁽⁹⁾

しかし、この第四条の裏には、戦後に自由・無差別な国際経済秩序の構築を目指すアメリカと、英連邦諸国との特惠的な関係により大英帝国を維持したいイギリスとの対立があった。結局この問題は、一九四二年の英米相互援助協定七条において英米が「国際通商上のあらゆるかたちの差別待遇を撤廃、関税その他の貿易障壁を低減すること」を目標として掲げることによってイギリスが多角主義を受け入れる形となり、英米政府は「早期に生産・貿易・雇用拡大のための具体的方策を求めて」協議を始めることが決定された。⁽¹⁰⁾

アメリカの自由貿易体制構想は、戦後の平和のためであるとともに、イギリスの特恵関税を解体し、アメリカの市場を拡大するというアメリカ自身の利益を追求したものであった。大西洋憲章に見られる「自由貿易を通じての平和」という理念——理想主義と言ってもよい——は、その後、IMFと世界銀行、そして国際貿易機関（ITO）の創設につながっていく。しかし、この「自由貿易の理想主義」は、各国の利益のぶつかり合いという国際政治の現実⁽¹¹⁾に翻弄されていくのである。

(二) 英米の抗争

一九四四年七月、アメリカのニューハンプシャー州ブレトンウッズで連合国通貨金融会議、通称ブレトンウッズ会議が開かれた。⁽¹²⁾ 会議には連合国四四か国の代表が集まった。

アメリカの構想の下、自由・無差別・多角を理念とする自由貿易体制が構築されることとなり、ブレトンウッズ会

議ではIMF及び世界銀行が創設されることとなる。

ブレトンウッズ会議では、よく知られているようにIMFの設立に関してアメリカ案とイギリス案が対立した。世界的に著名な経済学者ジョン・メイナード・ケインズを代表とするイギリス案（ケインズ案、国際清算同盟案）は、国際通貨バンコールを創設し、信用創造によって融資を行う国際中央銀行のような機関を創設するというものであった。他方で、米財務次官ハリー・デクスター・ホワイトが作成したアメリカ案（ホワイト案）は、国際収支危機には基本的には国内金融政策で対処し、基金は小規模の融資を行うというものであった。

このような英米の相違はそれぞれが国際収支赤字国を想定しているのか、黒字国を想定しているのかという点から生じたものであった。イギリスは自らを国際収支赤字国と想定した。もし、国際収支赤字に国内引き締めで対処すれば、国内経済の停滞をもたらすため、大規模融資を行う国際金融機関を構想したのであった。一方でアメリカは国際収支黒字国であり、国際収支問題は基本的に国内引き締めで解決するものであるとされた。ただし、アメリカも国内景気——完全雇用を考慮していた。ヘンリー・モーゲンソー財務長官は、演説において、完全雇用の確保のために、第一に国内経済問題を自由に処理しつつ、国際的に自由な通商を行うための為替制度を作らねばならず、第二に戦禍で荒廃した国や将来開発の希望がある国に対して復興と開発の長期金融を創設しなければならぬと述べている。¹²⁾ 言うまでもなく前者がIMFであり、後者が世銀である。

ブレトンウッズ機関の設立過程でまず浮き彫りになるのは、「自由貿易による平和」のための国際機関を創設するという点では一致しながら、それをより自国に有利なものにしようとする英米の対立であった。ブレトンウッズ機関の在り方をめぐる英米の抗争は、アメリカの圧倒的なパワーを背景として、アメリカ優位で妥結する。¹³⁾

また、国際通貨制度を構想する段階で、アメリカもイギリスも何らかの国際的統制と完全雇用のための国家の経済への介入を想定しており、ソ連のような国家統制経済と英米の構想は一定の親和性を持っていた。

以上のように、大西洋憲章からブレトンウッズ会議において特徴的であったのは、英米の抗争であったが、戦時大同盟一角をなすソ連は自由貿易体制の構築にどのように臨んでいたのだろうか。

(三) ブレトンウッズ会議とソ連

アメリカが掲げた世界経済における「多角性の確保」という主張は、その視野と規模において枢軸国と連合国を問わず全世界的な領域を覆う普遍的な構想であり、¹⁴そこには共産主義諸国も含まれていた。この「自由貿易の普遍主義」の下、ソ連は、ブレトンウッズ機構と将来の多角的貿易の調整に参加することを期待されていた。¹⁵それはブレトンウッズで合意されたIMFにソ連の参加を求め、かつソ連に、イギリスと同程度程度の安定基金拠出金を認めたアメリカの態度にも現れていた。アメリカにとって、また連合国経済にとって対ソ貿易は規模からすれば戦時から戦後において問題にならなかった。にもかかわらずソ連にイギリスと同等資格の参加を認めたホワイトらの姿勢には「安定基金」構想の原則主義的態度に加えて、戦時大同盟の外観を誇示しようとする、強い政治的配慮が投影していた。¹⁶また、ホワイトはソ連や共産主義に対してシンパシーを感じていたということも指摘されている。¹⁷

ソ連もまた、国際通商協力のための組織をつくるという西側の提案を支持していた。¹⁸ソ連は、ブレトンウッズ会議に先立つ一九四四年四月に発表された「国際通貨基金設置に関する専門家の共同声明」に対して好意的な反応を示し、七月の会議に代表団を派遣した。¹⁹ソ連が欲していたのは、IMFへの参加よりも世銀からの融資であった。ソ連は戦

後に戦勝国となるが、その被害が甚大だったからである。そして世銀から融資を受けるにはIMFに加盟しなければならなかった。²⁰⁾

米財務省は、IMFへのソ連の参加を想定し、一九四三年の五、六月の各国協議の間、ソ連とともに独自に協議していた。その後も、ソ連との間では、一九四四年一月から五月にかけて再度一連の会議がもたれていた。そこでソ連との間では、①金の抛比率は一五パーセントを主張するが非占領地域となった諸国は七・五パーセントとすべきであり、また、新たに算出する金は対象から除外すべきである、②ルーブルの為替相場は基金による為替平価の規制から除外すべきである、③基金から引き出されるルーブルはソ連からの財・サービスの購入にのみ充てるべきである、などと主張していた。特別扱いを要求するソ連に対して、モーゲンソーやホワイトは寛容であった。アメリカ側は一九四三年六月時点でのソ連の抛金額は七・三六億ドルと考えていたが、その後の協議でホワイトは抛金額全体の一〇パーセントを考慮していると伝えていた。²¹⁾ さらに、モーゲンソーとホワイトはブレトンウッズ会議でのソ連の妥協を引き出すとして、財務省内で検討されていた巨額の対ソ借款をほのめかした。²²⁾

アメリカがブレトンウッズ会議を主導し、戦後の国際経済秩序のあり方を決定する一方で、他の参加国はコストをどのくらい負担し、利益をどのくらい得るのかということを追求していた。したがって、会議で問題になったのは、各国にどう基金の出資額を割り当てるかだった。²³⁾ 割当額——コストに比例してIMFでの投票権が決定されたため、各国の大きな関心事になったのである。²⁴⁾

IMFへの出資について米財務省が国民所得、国際投資、ドル残高を勘案して作成した案では、割当額総額を八〇〇億三億ドルとして、アメリカ二五億ドル、イギリスはアメリカの半分、ソ連と中国が三位と四位とされた。会議の

なかでアメリカの割り当ては二七・五億ドル、イギリス二位、ソ連が三位で一〇パーセント程度となったが、各国はこぞって多くの割当額を主張した。⁽²⁵⁾

会議の準備過程における米ソの協議において、ホワイトは、①一二億ドル案、②九億ドルと金拠出額二五パーセントの削減を組み合わせた案のうちから望ましい選択をもとめるよう提案し、ソ連との合意形成をはかった。⁽²⁶⁾ 結局、金の割当問題は①ソ連に一二億ドルを割り当てる、②出資額の増額はせず、総額八八億ドルを変更することなくソ連の割当額を差し引いた残余の額の再調整を行うことで決着した。⁽²⁷⁾

ソ連は、七月三日、アメリカ案の八億ドルより多く、イギリスより幾分少ない額になる一二億ドルの拠出を主張した。さらに戦災国としての特別扱いも要求し、金の拠出額の削減を求めた。ソ連は、戦時大同盟の一国として、戦後もそのプレゼンスを維持しようとしたのである。⁽²⁸⁾

世界銀行については、IMFとは異なって、拠出額と資金の利用が関連しないことから各国とも拠出額を少なくしようとして躍起になった。ソ連は基金よりも少ない拠出を要求し、さらに戦争での被害を考慮して金での拠出額の削減を求めた。米財務省案では、ソ連には一二億ドルの拠出が割り当てられていたが、ソ連代表団は九億ドル以上の拠出に反対を崩さなかった。

さらにソ連は、戦争の惨禍を被った国は、①復興が完了するまで、金払い込み分の一部は猶予される、②当初払込資本を最初の年は二五パーセントとすべきである、と要求してきた。これらが認められない限り、ソ連は、拠出金等加盟国の地位について規定する協定第二条について承認できないとの立場を表明した。これを含めてソ連の動きは会議の成否に影響を及ぼしかねない要因として、最後まで会議の行方を不確定なものにしていた。⁽²⁹⁾

最終的に、ソ連や非占領地域諸国への特別措置として、これに該当する原加盟国は、①銀行の業務開始後、六〇日以内に払い込まなければならない当初払込額の二パーセントの金または米ドルについて、業務開始後五年間〇・五パーセントの払込を猶予される、②大戦の結果、金準備が十分に回復していないために払い込みができない原加盟国は、銀行の定める期間までこれを延期できる、と規定された⁽³⁰⁾。

このような戦災国に対する特別措置に至った経緯の詳細は明らかではないが、ソ連の動きへの対処であったと考えられる。ソ連代表団は、すでに触れたように一二億ドルの割当額に依らず、また、いくつかの条項で修正、あるいは留保の姿勢を見せ、最後の最後まで妥協を拒んでいた。会議は七月二一日、ソ連の主張を受け入れる形で、ソ連の世銀に対する出資額は九億ドルに決定された⁽³¹⁾。しかし、突如七月二二日、ソ連代表団がモスクワからの指令によって一二億ドルを受け入れることで決着し⁽³²⁾、ソ連はブレトンウッズ協定に署名した。ソ連が当初の態度を転換し、世銀への出資額を増額した背後には、ソ連が国際協力に積極的である姿勢を示し、自らの立場を強化しようと考えていたことがあったと推察される⁽³³⁾。

ブレトンウッズ協定により、IMFは国際収支危機の際に短期融資を行う国際金融機関として、世界銀行は戦後復興のために長期融資を行う機関として設立された。IMFと世銀は、国際連合が安全保障面でそうであったように、世界経済の面で第二次世界大戦後の平和の基礎となる国際機関として創設された。英米主導の構想にソ連も協力する形となり、すなわちブレトンウッズ機構は「大同盟」の協調により発足した、「冷戦以前」の産物であった。

しかしながら、IMFは「国際収支黒字国を有利に、赤字国を不利に扱い、社会主義国を排除するように設計されていた⁽³⁴⁾」。ソ連はいったんは調印したブレトンウッズ協定を批准せず、アメリカなどの催促にもかかわらず、結局は同

協定に参加しなかった。IMFのほかにソ連は、世界銀行、そしてITO憲章の作成にも参加せず、自由貿易体制の構築から離脱していくのである。

二 冷戦の開始と自由貿易体制

(一) 対ソ融資問題とソ連のブレトンウッズ機関からの離脱

前節でも触れたように、ソ連がブレトンウッズ会議と協定によって発足した機関に参加した主要な目的のひとつは、世銀からの融資であった。また、ブレトンウッズ会議の開催準備過程における米ソの協議において、ホワイトやモーゲンソーは、ソ連に対し、経済復興のための融資を示唆していた。しかし、そうしたアメリカやアメリカ主導の国際機関から融資を受けるという望みは次第に失われていく。

それには、一九四五年四月、ローズベルトの急死によってトルーマンに政権が移行したことにより、自由貿易体制構築における主要な部署が財務省から国務省に移っていたことに関係していた。第一に、ドイツ政策が転換する。ドイツに対して懲罰的な処分を課す財務省のモーゲンソー・プランから国務省の主張するドイツ復興へとドイツ政策が転換することによって、モーゲンソー財務長官は辞任し、借款を利用してソ連との協調関係を維持していこうとするホワイトのプランも消え去ったのである。⁽³⁶⁾ さらにモーゲンソー・プランの破棄は、全ドイツから賠償を取り立て、それを経済復興に用いるというソ連の計画も打ち砕いた。

第二に、国務省は、ソ連との関係よりも多角的自由貿易体制の構築を優先する姿勢をとった。国務省は、財務省が主導

して設立されたIMFに不満を持っていた。ブレトンウッズ協定はイギリスに対して為替管理を認め、さらに特惠関税の問題も残されていたからである。国務省は、イギリスが多角的な自由貿易体制に協力することと引き換えにアメリカが大型借款を供与するという戦略を打ち出し、これが一九四五年二月の英米金融協定締結につながるのである。⁽³⁷⁾

また、ブレトンウッズ協定に署名したものの、ソ連とIMFの間で情報公開が問題となった。IMFが要求する金の保有や生産、輸出入についての情報提供は、ソ連にとって国家安全保障問題とみなされ、受け入れがたいものだった。⁽³⁸⁾ アメリカ国内では、ソ連をIMFに引き留めるために、イギリスと同様にソ連に対して融資を行うべきとの議論もあったが、その動きは大勢とはならず実現しなかった。⁽³⁹⁾ アメリカはイギリスとの協力を優先し、ソ連への融資を否定したかたちとなった。さらに、ソ連が当てにしていた世銀からの融資は、世銀の資金不足により十分な額が見込まれず、金利も高かった。結局、ソ連は一九四六年三月、ブレトンウッズ機関に加盟する意志はないことを表明した。⁽⁴⁰⁾

こうして、ドイツからの賠償や西側からの融資によって経済を復興させるといふソ連の思惑は頓挫し、ソ連は「冷戦コンテキスト」へ傾斜していくなかで、ブレトンウッズ機関からも離脱することになる。ちょうどこの動きと重なるように、アメリカ側も対ソ「封じ込め」にシフトしていく。

(二)「封じ込め」の始まり

第二次世界大戦末期、ポーランドの処遇をめぐる英米ソの戦時大同盟にも齟齬が開始していた。大戦終結後、まず英ソの間で対立が表面化していった。一九四六年三月、訪米したチャーチル英首相は、ミズーリ州のフルトンで、いわゆる鉄のカーテン演説を行った。米ソ冷戦に先んじて、英ソ冷戦が始まったのである。

大戦末期から終結後のソ連による東欧諸国の共産化の動きは、アメリカにソ連に対する不信感をもたらした。米ソ協調を維持しようとしたローズベルトが急死し、トルーマンが大統領になったことで、アメリカの対ソ不信は増幅しつつあった。こうしたなか、アメリカの対ソ政策の基本路線となったのが「封じ込め」である。ロシア畑の外交官ジョージ・ケナンは長文電報やX論文で、ソ連の膨張傾向を政治経済的にせき止める(「封じ込め」必要性を説いた⁴²)。そして「封じ込め」が具現化したのが、トルーマン・ドクトリンであり、マーシャル・プランであった。

一九四七年三月、トルーマン大統領は、アメリカが、ギリシア内戦において共産主義反政府組織と戦う政府側を支援するためにギリシアと隣国トルコに経済・軍事支援を行うという議会演説を行った。このトルーマン・ドクトリンにおいて、トルーマンは孤立主義的な議会を説得するために、ギリシアの内戦を、世界を二分する自由主義と共産主義の対決にまで拡大するなど、冷戦のレトリックを駆使した。

また、第二次世界大戦終結直後のヨーロッパの貿易、外貨準備、金融は壊滅的狀態にあった。貿易システムは崩壊、外貨は枯渇し、銀行は国債購入を強いられていたため貸し出しもできないような状態に陥っていた。ブレトンウッズ機関がつけられた後も、それが想定されていたようには機能しないことが明らかになっていった⁴³。このような状況下で、一九四七年六月、マーシャル米國務長官はハーバード大学の卒業式で、アメリカがヨーロッパの戦後復興を援助するというスピーチを行った。アメリカ政府には、ヨーロッパの復興はドイツの工業力の回復なしには望めないだけでなく、ドイツ及びヨーロッパに共産主義の力が浸透し始めているという暗黙の認識と危機感があった。こうした状況で発表されたのが「マーシャル・プラン」⁴⁴(欧州復興計画)であり、この計画には共産主義「封じ込め」の意図が込められていた。

一九四七年七月、ヨーロッパ諸国はパリで会合を開き、復興計画を策定する。トルーマン政権は一二月、ヨーロッパ復興計画を議会にかけるが審議は難航した。しかし、四八年二月、チェコスロバキアで政変が起こり、危機感が高まるなかで復興計画を含む「一九四八年対外援助法」は議会を通過した。これにより一九四八年から四年間に総額一七〇億ドルの経済援助が西ヨーロッパ諸国に与えられることが決まった。他方でマーシャル・プランによる援助は、世銀の役割を肩代わりすることとなり、戦後復興におけるブレトンウッズ機関の存在意義を低下させた。

マーシャル・プランは、西ヨーロッパだけでなくソ連とその同盟国である東ヨーロッパ諸国も対象とされていた。しかし、すでにアメリカは、ソ連を「敵」とみなす冷戦態勢に入りつつあり、マーシャル・プランは共同計画への参加など、ソ連に受け入れられない条件を含んでいた。アメリカはソ連をマーシャル・プランから公的には排除してはなかったが、ソ連の不参加を想定していたのである。ソ連は、パリ会議には出席したものの、結果的にはマーシャル・プランに参加せず、さら同計画に関心を示したチェコスロバキアやハンガリーなどの東欧諸国にも参加しないように圧力をかけた。マーシャル・プランは国際的にはヨーロッパを東西に分断する一方で、国内的には、共産党と労働組合を生産の敵対者として孤立させ、分配をめぐる社会対立を緩和し、パイの成長に対する社会的含意を促進する、すなわち経済成長によって共産主義勢力を抑え込むという、より一般的な政策の一部を構成していた。⁽⁴⁵⁾

こうして、ソ連による東欧諸国の共産化、アメリカによる「封じ込め」、マーシャル・プランといった米ソの相互作用によって、冷戦構造が形成されていく。自由貿易体制構築の積み残しであるITO設立交渉はこのような時期に進められていった。

(三) GATTの成立と冷戦

ブレトンウッズ会議は、通貨制度を補完するため、それに匹敵する貿易制度の必要性を承認するものとして記録されている⁽⁴⁶⁾。しかし実際は自由貿易のための国際制度の構築は、すでに一九四三年ごろから英米両国によって進められていた⁽⁴⁷⁾。英米の協議の結果を踏まえアメリカは、一九四五年一月、「世界の貿易および雇用の拡張に関する提案」を行い、この提案に基づいて翌四六年二月、国際連合経済社会理事会は、その第一回会期において「国際貿易機関」のための憲章を起草する会議を招請する決議を採択した。その際、アメリカは国際貿易機関（ITO）憲章草案を公表し、創設された準備委員会は一九四六年一〇月、ロンドンに招請された。主要な会議は、一九四七年四月から一月までジュネーブで開催され、その後、一九四七年一二月にキューバのハバナでITO憲章（ハバナ憲章）を完成するための会議が開かれた⁽⁴⁸⁾。ハバナ憲章準備委員会を構成していたのは英米をはじめオーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ルクセンブルク、オランダ、ブラジル、中華民国、キューバ、チェコスロバキア、チリ、インド、レバノン、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ連邦、シリアの一九か国であった⁽⁴⁹⁾。

ITO憲章草案にいたる過程で英米の論議の中心となったのは、関税引き下げ方式と特惠関税の問題であった。イギリスは関税の一括引き下げ方式を主張したのに対して、アメリカは多角的二国間交渉⁽⁵⁰⁾を提唱した。イギリスは多角的二国間交渉を受け入れる代わりに、特惠関税について柔軟な対応を引き出した。

ITO設立交渉が開始された一九四六年はちょうど冷戦が顕在化しつつある時期だったが、その時点ではアメリカはソ連が中核国——準備委員会構成国としてITOに参加することを望んでいた⁽⁵¹⁾。ハバナ憲章は、国家貿易の条項を設けるなど、ソ連の参加も可能なような柔軟性をもっていたが、ソ連はロンドン会議に代表団を送ることはなく、ハ

バナ会議からも離脱した。⁽⁵²⁾ただし、ソ連は貿易問題に関心がなかったわけではないし、イデオロギー的反発から會議に参加しなかったわけでもない。ソ連は、対外貿易の再開を經濟復興と長期的な成長の中心においており、スターリンは世界恐慌の再来を恐れていたので、國際貿易秩序の構築を支持していた。⁽⁵³⁾

しかし、一九四七年、ジュネーブ會議の頃になると、ソ連や東欧では、I T O 設立交渉をマルクスレーニン主義的に解釈し、國際貿易制度はアメリカの利益のためであり、アメリカの通商政策は搾取的であるとする議論が出てくる。このようなソ連側の批判は、必ずしもソ連の本音だったわけではなく、國際貿易体制を自らの經濟復興に資するようにするためのレトリックだったようであるが、⁽⁵⁴⁾西側を警戒させることとなる。つまり、I T O 設立に対するソ連の態度は、実際は必ずしもそうではなかったのだが、西側には冷戦の文脈に映った。

アメリカはI T O 憲章の起草と平行して、準備委員会構成国に多角的関税引き下げ交渉を呼びかけた。英米の対立の中でI T O の設立は容易ではないことがわかってきたからである。さらに、冷戦が始まっていくなかで、アメリカは資本主義的生活様式を守るためにも早急に多角的貿易システムを成立させなければならなくなっていた。⁽⁵⁵⁾ウィリアム・クレイトン經濟担当國務次官補は、マーシャル・プランによって、ジュネーブでの関税引き下げ交渉の重要性が高まったと見ていた。彼は、堅固な多角的相互貿易のプログラムがなければ、一時的な緊急プログラムが永続的な価値ある結果を生むことはありえないと考えていた。⁽⁵⁶⁾

一九四七年四月から一〇月にかけてジュネーブで関税引き下げ交渉が行われた。参加各国は交渉の結果を無効にせず、讓許表の効力を確保するために、各国が遵守すべき貿易・通商政策上の主な原則とルールをI T O 憲章案から抜粋した。⁽⁵⁷⁾こうして成立したのがG A T T である。G A T T の中心原則は、最恵国という考えのなかに体现されるよう

な無差別の原則であった。これには、協定の締約国が、第三国で生産されたり、またはその国向けの生産物にならかの便宜、恩恵、特権または免責を許与した場合には、他のすべての締約国で生産されたり、またはそれらの国々向けの同種の生産物にも直接かつ無条件に同様の措置がとられるべきことが明記されていた。⁽⁶⁵⁾ GATTは、ITO憲章の発効によってそれに吸収されることになっていた。

ITO憲章草案の起草から批准にかけて、表に出るのは、ソ連の脅威による西側の統合ではなく、各国の利害のせめぎあいであった。自由・無差別・多角を追求するアメリカに対し、イギリスをはじめとした西欧諸国は雇用を重視し、輸入制限の余地を主張した。さらにインドや中南米諸国、オーストラリアは開発の問題を提起し、先進国にも開発の責任を負わせ、数量制限を許容する経済開発条項が草案に挿入された。⁽⁶⁶⁾ こうして交渉のなかで「自由・無差別・多角」は妥協を迫られ、ITO憲章はいまいなものになっていく。最終的にITO憲章にはハバナ憲章準備委員会一九カ国とビルマ、セイロン、南ローデシア、パキスタンの二三カ国が署名した。⁽⁶⁷⁾

ITO成立の最大の障害はアメリカ議会であった。一九四八年春ごろになると、アメリカ国内でITOに対する国内の支持が下降し始めていた。アメリカ議会は伝統的に保護主義的傾向が強かったし、ハバナ会議が終了したころはマーシャル・プランに忙殺されていた。⁽⁶⁸⁾ さらに四九年にはNATO（北大西洋条約機構）の討議が優先され、議会でITO憲章の審議が本格化するのには五〇年になってからであった。しかし、ITOは国際経済にルールをもたらすという主張も十分な説得力をもたず、また、この時期すでに朝鮮戦争も始まっていたが、共産主義の脅威を持ち出してもトルーマン政権は議会を説得できなかった。⁽⁶⁹⁾ アメリカ議会上院はITO憲章を批准せず、一九五〇年一二月、ハバナ憲章の批准を再び議会に要請しない旨の大統領声明が出された。⁽⁷⁰⁾

イギリスも、無差別原則に対する反対と特惠関税の維持のため、一九五一年二月、ハバナ憲章の批准を断念することを発表した。

英米の参加しないITOに意味はなく、結局ITO憲章を批准したのは、リベリアとオーストラリア二か国のみであり、ITOは設立に至らなかった。アメリカの「自由貿易の普遍主義と理想主義」は後退を余儀なくされたのであった。これはアメリカの覇権の限界を示していた。

ITOの発足が見送られたことによって、GATTが、自由貿易を司る国際貿易のルールとなった。そして、その後長期にわたって、GATTは各国間の関税引下げと貿易障壁緩和に関する多国間交渉の主要な舞台を提供することとなる。

自由貿易のための国際制度の創設の時期と冷戦の始まりの時期は重なったが、始まったばかりの冷戦はまだ西側を統合することができず、各国の利害は収斂しなかった。しかし、冷戦が始まりつつあるなかで、アメリカは、冷戦に対処するために、早急に多角的貿易システムを成立させ、貿易を活発化して西側を経済復興させなければならなくなった。そこでITOに代わってその役割を担うことを望まれたのがGATTであった。こうしてITOの発足とともに消え去るはずだったGATTが、いわば冷戦によってその命を吹き込まれた。つまり「冷戦はGATTの誕生に一役買った」⁽⁶⁵⁾のだった。

おわりに

リベラルな国際経済秩序は、冷戦以前の時期にルーツを持つ。IMFと世界銀行の創設は、英米ソの戦時大同盟による戦後秩序構築の一環であった。そしてその根底には、自由貿易の「普遍主義」(自由・無差別・多角)と「理想主義」(自由貿易による平和)というアメリカの理念があった。

ブレトンウッズ会議においては、戦時中ということもあって、対立や齟齬があっても枢軸国という共通の敵のもと、大同盟の協調は維持されたと言つてよい。しかし、残されたITOが創設される前に、徐々に冷戦が始まっていく。しだいに東西対立の構造が形成されていくなかで、ソ連は、自由貿易体制構築のプロセスから離脱し、大同盟は崩壊を見る。

しかし、国際経済秩序の構築という面からみれば、大同盟は、必ずしも「冷戦」によって崩壊したとは言えない。ブレトンウッズ機関からのソ連の離脱は必ずしもイデオロギー的対立からではなく、国益上の判断によるものであったからである。

むしろ、ブレトンウッズ会議からITOの流産までの過程で一貫して見られるのは、英米の対立であった。それは、帝国を維持したいイギリスと自由貿易の普遍主義を貫徹させたいアメリカの対立、言い換えれば帝國的秩序とリベラルな秩序との対立であった。結局のところこの対立は解決できず、ITOの流産に至る。冷戦の開始による「敵」の出現は西側内部の対立を解消しえなかった。

ITOの流産によって危機に瀕した自由貿易体制を救ったのが、冷戦であった。GATTは、ITOの設立交渉が

難航するなかで、冷戦の始まりによって多角的な自由貿易体制の確立が急がれたことによって誕生し、ITOの流産によって延命がなされた。こうしてIMF∥GATT体制は成立するのである。

当初社会主義諸国も含めた普遍的なものとして構想された自由貿易体制は、「結果として」東側を排除した西側のレジーム、IMF∥GATT体制となった。IMF∥GATT体制の構築が冷戦の始まりの影響を受けたというよりは、そのプロセス自体が冷戦の始まりの一部を構成していたといえよう。

ソ連をはじめとした社会主義諸国が離脱し、IMF∥GATT体制が、「西側の」体制となったことは、アメリカが掲げた自由貿易の普遍主義と理想主義が後退したことを意味していた。しかしながら、自由貿易の「理念」は後退したものの、自由貿易の「制度」は確立し、その後いわば冷戦によって発展した。第二次世界大戦の際の敵国であった日本や西ドイツを西側の一員として取り込み、IMF∥GATT体制は西側のレジームとしての性格を強めていった。一九五〇年代の末から六〇年代のはじめになると西ヨーロッパ諸国も日本も戦後復興を遂げ、ようやくIMF∥GATT体制が機能するようになった。西側先進諸国間で貿易が拡大し、動き出した自由貿易体制は、西側先進諸国の繁栄——「黄金の六〇年代」をもたらすことになったのである。

〔付記〕本稿はJSPS科研費（課題番号：26380229）による研究成果の一部である。

〈注〉

- (1) 小松勇五郎『ガットの知識』日経文庫、一九七一年、一〇頁。
- (2) 戦後国際経済秩序に関する古典的な研究として、リチャード・N・ガードナー(村野孝・加瀬正一訳)『国際通貨体制成立史——英米の抗争と協力』(上下) 東洋経済新報社、一九七三年。
- (3) 筆者と似た問題意識からGATTと冷戦の関連について考察した研究として、Thomas W. Zeller, *Free Trade Free World: The Advent of GATT*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1999, Francine McKenzie, "GATT and the Cold War: Accession Debates, Institutional Development, and Western Alliance, 1947-1959," *Journal of Cold War Studies*, Vol. 10, No. 3, Summer 2008及び、これらに敷衍し、GATTと国際秩序の関係を論じたFrancine McKenzie, *GATT and Global Order in the Postwar Era*, Cambridge: Cambridge University Press, 2020がある。
- (4) IMF及び世界銀行の創設についての研究は枚挙に暇がないが、主要なものとしてガードナー前掲『国際通貨体制成立史』、本間雅美『世界銀行の成立とブレトンウッズ体制』同文館、一九九二年、山本和人『戦後世界貿易秩序の形成——英米の協調と角逐』ミネルヴァ書房、一九九九年、田所昌幸『アメリカ』を超えたドル——金融グローバル化と通貨外交』中央公論新社、二〇〇一年、ベン・ステイル(小坂恵里訳)『ブレトンウッズの闘い——ケインズ、ホワイトと新世界秩序の創造』日本経済新聞社、二〇一四年、牧野裕『IMFと世界銀行の誕生——英米の通貨協力とブレトンウッズ会議』日本経済評論社、二〇一五年など。GATTの成立に「つづは」Douglas A. Irwin, Petros C. Mavroidis, and Alan O. Sykes, *The Genesis of the GATT*, Cambridge: Cambridge University Press, 2008, 山本和人『多国間通商協定GATTの誕生プロセス——戦後世界貿易システム成立史研究(増補版)』ミネルヴァ書房、二〇一九年などがある。

- (5) 「ブレトンウッズ体制」という言葉は論者によってやや違った意味で用いられている場合がある。ある者はIMF⇨GATT体制の意味で用い、ある者はIMFを中軸とした国際通貨体制の意味で用いている。たとえば、一九七一年の米ニクソン政権による金ドル兌換停止に端を発する固定相場制から変動相場制への移行を「ブレトンウッズ体制の終焉」という場合は、ブレトンウッズ体制をIMF体制⇨国際通貨体制と捉えているが、他方で「ガットは、ブレトンウッズ体制というより広い体制の一部である」と言われることもある(ジョン・H・ジャクソン(松下満雄監訳)『世界貿易機構——ガット体制を再構築する』東洋経済新報社、一九九〇年、三頁)。
- (6) 池田美智子『ガットからWTOへ——貿易摩擦の現代史』ちくま新書、一九九六年、九頁。
- (7) 益田実・池田亮・青野利彦・齋藤嘉臣編『冷戦史を問いなおす——「冷戦」と「非冷戦」の境界』ミネルヴァ書房、二〇一五年。
- (8) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull, Vol. 1*, New York: Macmillan, 1948, pp.81-84. 訳出に際してはガードナー前掲『国際通貨体制成立史』上、一一〇頁及び飯田敬輔『経済覇権のゆくえ——米中伯仲時代と日本の針路』中公新書、二〇一三年、四四―四五頁を参考にした。なお、このハルの回顧録は邦訳も出版されているが、抄訳であり、引用部分は省かれている(コーデル・ハル(宮地健次郎訳)『ハル回顧録』中公文庫、二〇一四年)。
- (9) 「一九四一年八月一日に連合国総理大臣及びアメリカ合衆国大統領が発表した大西洋憲章として知られる原則宣言」鹿島平和研究所編『現代国際政治の基本文書』上、日本評論社、二〇一三年、四二―四三頁。
- (10) 新井光吉「アメリカの対外政策と冷戦の経済的起源」『経済学研究』(九州大学) 六五巻六号、一九九九年五月、八一頁、山口育人「英米特別な経済関係」君塚直隆・細谷雄一・永野隆行編『イギリスとアメリカ——世界秩序を築いた四〇〇年』勁草書房、二〇一六年、二七三頁。
- (11) ブレトンウッズ会議とブレトンウッズ機関の創設に関する記述は以下の文献に負っている。ガードナー前掲『国際通貨体制成立史』、

- 山本前掲『戦後世界貿易秩序の形成』、牧野前掲『IMFと世界銀行の誕生』、ステイル前掲『ブレトンウッズの闘い』、伊藤正直「IMFの成立——ブレトンウッズ会議までの議論と英米交渉」伊藤正直・浅井良夫編『戦後IMF史——創生と変容』名古屋大学出版会、二〇一四年。
- (12) 小松前掲『ガットの知識』、一四頁。また、ここで言われる「完全雇用」と「自由な通商」の両立が、後に言われるところの「埋め込まれた自由主義」である。「埋め込まれた自由主義」については、ジョン・シェラルド・ラギー「国際レジーム、取引、そして変化——戦後経済秩序に埋め込まれた自由主義」ステイーヴン・D・クラズナー編(河野勝監訳)『国際レジーム論』勁草書房、二〇二〇年。
- (13) 飯田前掲『経済覇権のゆくえ』、五二頁。
- (14) 紀平英作『パクス・アメリカーナへの道——胎動する戦後世界秩序』山川出版社、一九九六年、六五頁。
- (15) M. M. Kostecki, *East-West Trade and the GATT System*, London: Macmillan, 1979, p2.
- (16) 紀平前掲『パクス・アメリカーナへの道』、七五—七六頁。
- (17) ステイル前掲『ブレトンウッズの闘い』、一八〇頁。また一九九〇年代にソ連の諜報活動の全貌が明らかになり、ホワイトはソ連のエージェントであったという説もある(ジョン・アール・ヘインズ、ハーヴェイ・クレア(中西輝政監訳)『ヴェノナ——解読されたソ連の暗号とスパイ活動』PHP研究所、二〇一〇年)。しかし、ソ連の資料を用いた近年の研究では、ブレトンウッズ会議においてホワイトがソ連側の活動に関与した資料的証拠は見つかってなごう(Vladimir O. Pechanov, “The Soviet Union and the Bretton Woods Conference,” in Giles Scott-Smith and J. Simon Rofe, eds., *Global Perspectives on the Bretton Woods Conference and the Post War World Order*, London: Palgrave Macmillan, 2017)。
- (18) Kostecki, *East-West Trade and the GATT System*, p2.

- (19) 永田実『マーシャル・プラン——自由世界の命綱』中公新書、一九九〇年、二一一―二二三頁。
- (20) 本間雅美「ソ連とブレトンウッズ会議」『経済と経営』二五巻一号、一九九四年六月、一六三頁。
- (21) 牧野前掲『IMFと世界銀行の誕生』、二八五頁。
- (22) 牧野同右。
- (23) 牧野前掲『IMFと世界銀行の誕生』、二八四頁。
- (24) スティール前掲『ブレトンウッズの闘い』、二九八頁。
- (25) 牧野前掲『IMFと世界銀行の誕生』、二八四頁。
- (26) 牧野同右、二八五頁。
- (27) 牧野同右、二八六頁。
- (28) 田所前掲『「アメリカ」を超えたドル』、四六頁。Pechamov, "The Soviet Union and the Bretton Woods Conference," p.103.
- (29) 牧野前掲『IMFと世界銀行の誕生』、三二八―三二九頁。
- (30) 牧野同右、三一九頁。
- (31) 本間前掲「ソ連とブレトンウッズ会議」、一六七頁。
- (32) 牧野同右、三一六―三一八頁、本間前掲「ソ連とブレトンウッズ会議」、一六七頁。
- (33) 本間前掲「ソ連とブレトンウッズ会議」、一六七―一六八頁。
- (34) 浅井良夫「IMFと戦後国際金融秩序」伊藤・浅井編前掲『戦後IMF史』、序章、七―八頁。
- (35) 永田前掲『マーシャル・プラン』、二二二頁。
- (36) 新井前掲「アメリカの対外政策と冷戦の経済的起源」、八四頁、岩田賢司「ソ連のヨーロッパ政策——対独コンテキストから冷戦コ

- ンテキストへ」石井修編『一九四〇年代ヨーロッパの政治と冷戦』ミネルヴァ書房、一九九二年。
- (37) 新井同右、八四―八五頁。
- (38) 本間前掲「ソ連とブレトシウツズ会議」、一七〇頁。
- (39) 本間同右。
- (40) 本間同右。
- (41) 岩田前掲「ソ連のヨーロッパ政策」。
- (42) ジョージ・F・ケナン(近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳)『アメリカ外交五〇年』岩波書店、一九九一年。
- (43) 猪木武徳『世界経済史——自由と平等の視点から』中公新書、二〇〇九年、六一頁。
- (44) マーシャル・プランについては、永田前掲「マーシャル・プラン」、ベン・ステイル(小坂真理訳)『マーシャル・プラン——新世界秩序の誕生』みず書房、二〇二〇年。
- (45) アンドリュウ・グリーン、アラン・ヒューズ、アラン・リビエツツ、アジト・シン「黄金時代の盛衰」S・マークリン、J・シヨアー編(磯谷明徳・植村博恭・海老塚明訳)『資本主義の黄金時代——マルクスとケインズを超えて』東洋経済新報社、一九九三年、七七頁。
- (46) ジャクソン前掲『世界貿易機構』、一四頁。
- (47) 丹羽克治「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」『立教経済学研究』二八卷三・四号、一九七四年、一五一頁。
- (48) ジャクソン前掲『世界貿易機構』、一四頁、池田前掲「ガットからWTOへ」、四九頁。
- (49) 池田前掲「ガットからWTOへ」、五二頁。
- (50) 多角的二国間交渉とは多くの国々が一堂に会して二国間交渉を並行的に行い、その交渉を通じて選択的に引き下げられた関税率を、最恵国条項にしたがってすべての国に適用するというものである。丹羽前掲「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五二頁。

- (51) Zeiler, *Free Trade Free World*, p.61, Irwin, et al., *The Genesis of the GATT*, p.72, McKenzie, *GATT and Global Order*, pp.65-66.
- (52) Kostecki, *East-West Trade and the GATT System*, p.2.
- (53) McKenzie, *GATT and Global Order*, pp.65-66.
- (54) *Ibid.*
- (55) Zeiler, *Free Trade Free World*, pp.76-77.
- (56) Irwin, et al., *The Genesis of the GATT*, p.92.
- (57) 池田前掲『ガットからWTOへ』、五二―三頁。
- (58) グリン他前掲「黄金時代の盛衰」、七六頁。
- (59) 山本前掲『多国間通商協定GATTの誕生プロセス』、第四章、丹羽前掲「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五五―一五六頁。
- (60) 池田前掲『ガットからWTOへ』、五二頁。
- (61) 丹羽前掲「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五九頁。
- (62) ガードナー前掲『国際通貨体制成立史』(下)、五九二―五九三頁。
- (63) 丹羽前掲「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五九頁。
- (64) しかもオーストラリアは英米両国の批准を条件としていた。丹羽前掲「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五八頁、池田前掲『ガットからWTOへ』、五一頁。
- (65) McKenzie, *GATT and Global Order*, p.67.